

「土木工事の技術基準」に関する質疑応答

H23.6.16版 (H28.3改訂)

番号	基準名・ページ	質問	回答	備考
2	工事請負契約約款第18条	10cm厚みの均しコンクリートで40mm骨材が設計になっているが20mmにならないか。	均しコンクリートは地盤または基礎砕石等の表面の凹凸を平均化し、鉄筋組立やすみ出し作業を容易にする目的のコンクリートであり、粗骨材の最大粒径は40mmを標準としております。	
3	00土木工事共通仕様書 P.3-1-2	段階確認の項目の一覧にない工種・項目でも段階的確認しなければ次の作業に進めない工種・項目があるが、段階確認と立会との区分を明確にしてほしい。	段階確認は、共通仕様書第3編1-1-6に基づき実施しますが、例えば不可視部となる部分の構造物出来形確認などは、6(4)に基づく段階確認とすることが適切です。 その他、判断しにくい工種については、施工計画段階で監督員と協議してください。	
4	06品質管理基準 P.2	生コン等の塩分など材料が変わらなければ、塩分など当初の1回程度でいいのではないか。	塩化物総量規制については、コンクリートの耐久性向上につながることから、品質管理基準に定められた試験が必要です。	
5	06品質管理基準 P.2	生コンの単位水量の測定は山間部の生コン業者は、デジタルはかりの運搬すると故障する恐れがあり、測定を現場で出来ない所がある。	単位水量の測定は、レードミクストコンクリートの品質確保につながることから、受注者ではかり等を現場に準備するなどの対策を実施し、品質管理基準に定められた試験を実施してください。	
6	00土木工事共通仕様書 P.1-1-5	指示書の発行に時間が掛かり、口頭での指示で現場を進めなければならない。総括監督員等からの口答指示は出来ないのか。	指示書は所属長までの確認が必要とされています。緊急の際に監督員が口頭で指示をする場合も、後日、所属長まで確認の上で書面をお渡しします。 できるだけ、速やかに書面をお渡しできるよう、さらに意識を高めます。	
7	04土木工事施工管理基準 09土木工事施工管理の統一事項 P.2-6-1～2-6-3	実施工程表は提出はしてないが、作成・保管している。今後、当初工期限内に完成した場合は監督員・検査員の請求をしない対策をお願いできないのか。	実施工程表は、工程管理において作成するべきものです。 提出は不要ですが、検査等において検査員や監督員が提示を求めることがあります。	
8	09土木工事施工管理の統一事項 P.2-8-31	出来形写真で、リボンテープとスチールテープの併用は簡素化できないものか。	出来形管理写真については、明視できない箇所(不可視部分)の出来形寸法を確認(証明)するための写真撮影であるため、被写体の映像及び目盛を明確に撮影しなければならないとあります。 被写体に応じた全景、近景の写真により出来形寸法が確認できれば、リボンテープとスチールテープの併用は不要ですので、的確な撮影に努めてください。	
9	09土木工事施工管理の統一事項 P.2-8-31 工事書類簡素化試行要領 番号77	掲示物の写真について、建設業許可票と体系図のアップ写真を撮影したが、検査時に必要か。	掲示物(施工体系図、建設業許可票等)の近景写真は、撮影不要です。	
10	09土木工事施工管理の統一事項 P.2-8-30 工事書類簡素化試行要領 番号82	現場立会確認を行った物を自主で写真管理が必要なのか。特に二次製品等の検収写真は必要か。	材料確認時に写真を撮影した材料については、検収写真を改めて撮影・提出を行う必要ありません。	

11	00土木工事施工管理の統一事項 P.2-4-3 工事書類簡素化試行要領 番号44	休日夜間作業届けは、1ヶ月分をまとめたものを提出することはできないのか。	休日・夜間作業届けは、まとめて1ヶ月程度提出しても構いません。	
12	工事請負契約約款第18条	設計者は計画のみで現地測量を実際されているのでしょうか？ 測量業務と設計業務が分離され別業社であるので、現場と図面の整合がとれていないような気がする。	計画検討段階では、測量と設計とが分離されていることが一般的です。ご意見のようなケースが無いよう、発注者としても成果品のチェックに務めてまいります。 また、共通仕様書や契約約款に基づき設計図書の照査を行い、不整合等がある場合は監督員と協議をお願いします。	
13	工事請負契約約款第18条	設計図書（図面）と現場の整合がとれていない場合が多い。また、設計者の仮設計画が現地踏査を行ったのか疑問に思うようなものがあるので、設計段階で現地調査及び問題点調書を作成し、現場を十分把握していただきたい。	発注者は、計画段階で測量図のチェックや設計（工事目的物、仮設計画）が現場条件等を反映しているかなど、十分な確認が必要であり、今後も啓発に努めます。 なお、設計図書と現場条件とが乖離している場合には監督員と協議してください。	
14	工事請負契約約款第18条	現地仮設水替工の排水時間に関して、主として作業時排水8hで設計されていますが、実際は24h発電機をかけた状態での作業です。再度御検討願います。	「作業時排水」とは作業前（1～3時間）から排水を行うものであり、工種によっては一時的に昼夜排水するものも含まれています。 発注段階で想定している現場条件と実際の現場状況とが乖離している場合には、監督員と協議してください。	
15	工事書類簡素化試行要領全般	提出は不要と言うのががあるが、作成しなければならない方が多い。簡素化と思っていない。	従前は、提出するために複数（提出用、受注者控用）作成していた書類等を、受注者が所有する一部のみとし、複数作成を不要としたものであり、簡素化の意義があると考えています。	
16	ワンデーレスポンス	ワンレスを実施する為に、監督員と協議するが回答を早く得る為に書類を多量に作成しなければならないので何とかならないか。	ワンレスの実践のために書類作成が増えることは望んでいません。 双方が、日頃から情報共有や事象の事前想定などを行い、指示が必要な際には速やかに対応できる体制づくりに取り組んでください。	
17	05出来形管理基準 P.1-32	橋梁下部工の場所打杭工の出来形管理にある鉛直度の測定方法はどのようにすれば良いか？	鉛直度の測定方法は、杭基礎施工便覧を参照してください。	杭基礎施工便覧（H26改訂版）
18	09土木工事施工管理の統一事項 P.2-10-5	材料検収 宮崎県型の二次製品はJIS製品扱いできないのか。	「土木工事の技術基準」の「土木工事施工管理の統一事項」の「セメントコンクリート製品使用の取扱要領」に管理方法がありますが、JIS表示認証製品以外については材料確認が必要になります。	
19	00土木工事施工管理の統一事項 P.2-4-3 工事書類簡素化試行要領 番号44	メールでの工事書類の提出を進めてほしい。（PDFでの提出・工事打合簿）	簡素化要領に基づき、メールでの提出ができるものは活用してください。 簡素化要領以外でメールを希望される書類が有れば、それを具体的に示したうえで技術企画課にご相談ください。	

20	工事請負契約約款第25条	生コンの場合、組合による一方的な値上げが行われるが、設計単価の向上が間に合っていない。単品スライドの対象とできないのか。	県の設計単価は、できるだけ実勢価格が反映できるよう、調査頻度を増やして対応しています。 なお、本県では平成20年10月より、工事の総価に大きな影響を及ぼす価格上昇があったものも、単品スライドの適用対象としております。
21	00土木工事共通仕様書 P.1-1-14、15	施工計画書の「指定機械」と「主要船舶機械」の違いがよく解らないので教えてほしい。	「指定機械」とは、設計図書で使用を指定した機械を言い、通常は、排ガス対策型や騒音振動規制など、環境対策として規格を指定しているケースが大半です。また、特殊作業のため、機種規格を限定している場合もこれに該当します。 「主要船舶・機械」とは、当該工事で受注者が使用する主要な機械を言います。
22	09土木工事施工管理の統一事項 P.2-8-31、2-9-6 工事書類簡素化試行要領 番号82	現場における監督職員の立会、確認等について写真が多すぎる。何の為に監督職員が写真に写っているのか。その上細部に渡って接写真・寸法写真が必要か。	監督員が段階確認や立会により確認を行う場合、監督員が確認を行っている状況写真を、必要最小限、撮影すれば結構です。
23	工事請負契約約款第7条	乳剤散布業者の一部下請は必要か。生コン業者とは同じではないか。	下請の作業内容が、「建設工事の完成を目的とした作業」であれば下請契約に該当します。 乳剤散布は、オペレータ付き建設機械のリースして作業しており、オペレータの行為が「建設工事の完成を目的とした作業」であるため、下請通知は必要です。
24	04土木工事施工管理基準 工事書類簡素化試行要領 番号60、68 工事成績評定要領	検査評点で工程能力図がない場合は評価が低くなるため、測定数が10点未満でも作成している。評価の内容を検討できないか。	測定数が10点未満の場合、工程能力図の作成は省略できます。作成しないことが成績評定のマイナス要因になることはありません。 なお、本件は監督員や検査員への一層の徹底を図ります。
25	06品質管理基準 P.2	コンクリートの塩分測定試験の中で型枠のセパレータを使用した構造物も試験を実施するとなっているが、セパレータのない構造物は非常に少ないのではないのか。	平成22年7月に改正した土木共通仕様書の「無筋コンクリート(用心鉄筋(差し筋、型枠を固定するためのセパレータなど)があるものを含む)」が無筋コンクリートの定義になります。 なお、最新の工事書類簡素化試行要領は平成22年4月版であり、近日中に改正します。
26	09土木工事施工管理の統一事項 P.1-3-1~	施工体制台帳に備えるべき書類を明確にしてほしい。 契約書関係・技術者関係・建退共関係等、全て必要か。	施工体制台帳に備えるべき書類は、施工体制台帳に記載されている内容を確認するための書類です。 その他施工体制点検時の点検項目につきましては、県庁ホームページの「工事現場における施工体制の点検について」をご覧ください。点検内容が確認できる書類を備えてください。